

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２９年９月７日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

（仮称）ショージ寺家駅前店

（２）所在地

東広島市西条町寺家４３２９番地１ 外

２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
西條商事株式会社	代表取締役社長 藏 田 至	東広島市西条土与丸二丁目６番４９号

３ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
西條商事株式会社	代表取締役社長 藏 田 至	東広島市西条土与丸二丁目６番４９号

４ 大規模小売店舗の新設をする日

平成３０年５月６日

５ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

１，３９０平方メートル

６ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１）駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物西側	5 6 台
建物屋上	5 4 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物西側	2 0 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物北側	5 4 . 7 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物北側	4 5 . 6 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 1 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3 か所	建物南側、西側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 1 0 時まで

8 届出年月日

平成 2 9 年 9 月 5 日

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 2 9 年 9 月 7 日（木）から平成 3 0 年 1 月 8 日（月）まで（東広島市の休日を定める条例第 1 条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町 8 番 2 9 号

1 0 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 3 0 年 1 月 8 日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課